

| 要請事項 | 回答 |
|--|--|
| 【1】 県民の要望である福祉施策を充実してください。 | |
| 1. 安心できる介護保障について | |
| ★(1) 介護保険料・利用料について | |
| ① 介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。 ② 介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。 ③ 補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。 | <p>一般財源からの繰り入れにより保険料を引き下げることは、保険料減免の3原則に抵触するおそれがあるため実施しません。第1段階の方の保険料率は、公費による軽減強化を実施しているため、大きな負担増にはなっていません。(23,100円→24,200円)</p> <p>前問と同様、一般財源からの繰り入れによる財源補てんは予定していないため、減免した場合の不足した財源は他の被保険者の負担で賄うこととなり、被保険者全体の理解を得ることが困難であると考えます。このため、既存の制度で実施します。</p> <p>今回の見直しで追加された預貯金等の額の基準は、入居期間が比較的長い特別養護老人ホームの入居期間の実態や施設入所にかかる費用等を考慮して設定されています。 また、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を高めるため、国から示された制度のもとで手続きを進めます。なお、個人情報は給付審査以外に使用することはありません。</p> |
| (2) 基盤整備について | |
| ★① 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。 ② 地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。 ③ サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。 ④ 介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。 | <p>第6期介護保険事業計画に基づき、期間中に介護老人保健施設を1施設整備する予定です。</p> <p>地域包括支援センターは、総人口、高齢者人口を参考に設置数を決定しています。現在3つの中学校区に2つの地域包括支援センターを設置しており、増設の考えはありません。また地域包括支援センターは委託により実施しており、今後も同様に実施していきます。</p> <p>現在、事業等の意見の聴取を行っています。近隣自治体の状況等も確認しながら単価を設定していく予定です。</p> <p>市単独で賃金等を補助することは考えていませんが、介護・福祉労働者の確保は課題と考えており、事業者からの要望があれば協力して対応します。</p> |

| 要 請 事 項 | | 回 答 |
|---------------------|---|--|
| (3)総合事業について | | |
| ① 総合事業移行にあたっての考え方 | | |
| ★ ア | 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。 | 総合事業への移行にあたっては、地域包括支援センター及び該当するサービス事業所の意見も踏まえつつ、市民同士の新たな支え合いの仕組みのあり方も含めて考えていきます。 長寿課 |
| ★ イ | 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。 | 新しい総合事業における通所・訪問型サービスに係るサービス種別については、市内で提供に前向きな事業所と意見交換会を定期的に開催し、検討していきます。 長寿課 |
| ウ | サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。 | 総合事業の事業内容については現在検討中です。サービスの利用については、利用者の同意に基づくサービスの提供を行う予定です。 長寿課 |
| エ | 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。 | 総合事業の事業内容については現在検討中です。国から示された「ガイドライン」等の制度に沿った運営を実施したいと考えています。 長寿課 |
| ② 介護保険利用の際の手続き | | |
| ★ ア | 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。 | 国から示された「ガイドライン」等の制度に沿った申請の受付を実施したいと考えています。 長寿課 |
| イ | ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。 | 総合事業の事業でのケアマネジメントについて現在検討中です。委託等の取扱いについては今後検討します。 長寿課 |
| ③ 総事業費の確保と必要な補助(助成) | | |
| ア | サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。 | 総合事業の事業内容については現在検討中ですが、地域支援事業の上限内での運営を行う予定です。 長寿課 |
| イ | 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。 | 総合事業の事業内容については現在検討中です。地域の支え合いについては、各種団体のご意見を尊重して実施していくと考えています。(長寿課) 西小校区共生ステーションをはじめ、地域集会所等の施設を必要に応じて提供しています。また、地域の課題を自ら解決するための事業費を補助する「コミュニティ活動事業費補助金」を地縁組織に対して交付しています。(たつせがある課) 長寿課 たつせがある課 |

| 要 請 事 項 | | 回 答 |
|--------------------|---|--|
| (4)高齢者福祉施策等の充実について | | |
| ① | 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。 | |
| ア | ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。 | 緊急通報システム、食の自立支援事業、家事援助型ホームヘルパー派遣事業、ワンコインサービス事業で安否確認生活支援を実施しています。 長寿課 |
| イ | 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。 | 現在、高齢者及び障がい者の外出支援は、巡回バスの無料パスを交付し、高齢者にはさらに1,000円分のリニモカードを交付しています。また、総合事業の中でも移動支援(訪問型サービスD)のあり方について検討していきたいと考えています。 長寿課 |
| ウ | 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。 | 高齢者の集いの場として老人憩の家を市内7箇所、高齢者生きがいセンターを1箇所設置しており、60歳以上の方は誰でも利用できます。今後は市民同士の助け合い、支え合いによる居場所を増やして行きたいと考えています。運営費用の補助のあり方については、総合事業の制度を決める中で検討していきます。 長寿課 |
| エ | 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。 | 本市公営の高齢者住宅を整備する考えはありません。なお、市内にある県営住宅にはシルバーハウジングがあり、生活援助員の派遣を行っています。 長寿課 |
| ② | 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。 | 平成26年10月から平日に加え、土日祝の昼食も開始しました。配食業者を複数にし、利用者が負担額を選択できるような方式を、平成28年度中の導入に向けて準備中です。介護予防事業として「あったか昼食会」を閉じこもりを防止を目的として実施しています。 長寿課 |
| ③ | 住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。 | 住宅改修費及び福祉用具購入費については、H26.1.4から受領委任払制度を実施しています。 また、高額介護サービス費について、受領委任払の対象者は介護保険施設に入所している人に限られるため、在宅サービスと施設サービスの利用者の割合を勘案し、現状では実施の必要はないと考えています。 長寿課 |

| 要請事項 | | 回答 |
|---|--|-----------------------|
| ★(5)障害者控除の認定について | | |
| ① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。 | 身体障害者、知的障害者に準ずる方を対象としておりますので、日常生活自立度が一定基準を下まわる場合に対象とする既存の制度で実施します。 | 長寿課 |
| ② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。 | 平成26年度より、障害の程度が認定できる方に対し、申請書の提出を省略し、認定書を自動的に個別送付しています。 | 長寿課 |
| 2.生活保護について | | |
| ★① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。 | 生活保護の相談・申請にあたっては、生活保護制度を丁寧に説明した上で、相談者の立場に立って状況を聞き取る等、生活保護法に従い適切に対応しています。 また、必要な調査の上、生活保護が必要な人には、早急に支給できるよう努めています。 | 福祉課 |
| ② 扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。 | 扶養義務者の扶養は生活保護の要件ではありませんが、生活保護に優先して行っていただくものという生活保護法の規定に従い適切に対応しています。 | 福祉課 |
| ③ 国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。 | 就学援助については、生活保護の基準額は参考にはしますが、認定の基準にはしていませんので、基準の引き下げは起こりません。(教育総務課) 国民への負担は増大しますが、地方税の税収は自治体の貴重な財源であるため、現状で具体的な措置を講じる予定はありません。(税務課) 保険税については、変動ありません。 一部負担金減免については、現行の要綱の中で対応しています。(保険医療課) | 教育総務課 税務課 保険医療課 |
| ★④ ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。 | 基準に則り配置しており、研修にも参加しています。また、有資格者である就労支援相談員及び健康支援相談員を配置し、専門的に支援しています。 | 福祉課 |
| ⑤ 弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。 | 警察官OBについては、面接相談や家庭訪問の業務の補助担当として従事しておりますが、弱者の生存権侵害はありません。 | 福祉課 |
| ⑥ 生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。 | モデル事業として、平成26年1月から、市社会福祉協議会へ委託し、連携をとりながら実施しています。平成28年度以降も、事業を継続して実施していきます。 | 福祉課 |

| 要請事項 | | 回答 |
|-------------------|--|--|
| ★ ⑦ | 基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。 | 国の定めた基準に基づき、適切に対応しています。また必要に応じて対象世帯への説明を行うなど周知に努めます。 福祉課 |
| ★ ⑧ | 冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。 | |
| ア | 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。 | 国の定めた基準に基づき、適切に対応しています。また必要に応じて対象世帯への説明を行うなど周知に努めます。 福祉課 |
| イ | 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。 | 国の定めた基準に基づき、適切に対応しています。また必要に応じて対象世帯への説明を行うなど周知に努めます。 福祉課 |
| 3. 税の徴収、滞納問題への対応等 | | |
| ① | 徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。 | 市町村税の滞納整理を推進するとともに、市町の税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的としているため、滞納整理機構へは、平成28年度も参加予定です。 収納課 |
| ★ ② | 税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和処置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。 | 住民の実情、財産等をよく調査した上で、関係法令等に基づき対応していきます。 収納課 |
| 4. 国保の改善について | | |
| ★ ① | 国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。 | 現在、平成30年度に向けて、国民健康保険の安定化に向けた改革が行われているところです。この改革では、県が財政運営の主体となることなどにより、国保制度を安定させるとなっています。この改革に合わせて、国民健康保険税の税率についても見直しを行う予定となっています。 保険医療課 |
| ★ ② | 保険料(税)について | |
| ア | これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き上げてください。 | 医療費が年々増加している中、平成17年度以降税率は据え置いており、保険税の引下げは難しいと考えています。 保険医療課 |

| 要 請 事 項 | | 回 答 |
|----------------------|--|---|
| イ | 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。 | 18才未満の子どもについても、保険給付を受けているため、被保険者ごとに係る均等割の対象としています。低所得世帯の場合には、地方税法703条の5に基づく均等割及び平等割の軽減が行われています。この軽減分については、一般会計からの繰入れを行っています。 保険医療課 |
| ウ | 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようしてください。 | 前年所得に応じて、地方税法第703条の5に基づき7割・5割・2割軽減を行っています。また、条例・規則に基づき、所得見込額が前年中の2分の1以下に減少する場合、減免を行っています。 保険医療課 |
| エ | 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。 | 300万円以下の世帯が約70%を占めていることから、現行の条例・規則の中で対応します。 保険医療課 |
| ★③ 保険料(税)滞納者への対応について | | |
| ア | 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けて下さい。 | 相応の収入が見込まれるも納付がなく、面談等を試みても応じない場合など、止むを得ず発行する場合があります。平成26年9月1日時点で資格証明書の発行はありません。 保険医療課 |
| イ | 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。 | 本市では給付の制限は行っていません。 保険医療課 |
| ウ | 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。 | 分納の履行が守られている世帯には、被保険者証の期限が切れる前に新しい保険証を郵送しています。 保険医療課 |
| エ | 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査をしてください。 | 生活実態の把握に努めています。短期被保険者証の交付については、生活実態の把握にも有効なものと考えています。他の健康保険などの加入状況が把握できないため、無保険者の調査は考えておいません。 保険医療課 |
| ④ | 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度をふようせいや医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。 | 一部負担金については、生活保護基準の1.3倍以下で実施しており、変更する予定はありません。周知については、「国民健康保険のしおり」などで掲載し、周知しています。 保険医療課 |

| 要請事項 | | 回答 |
|--|---|--------|
| 5. 福祉医療制度について | | |
| ★ ① 福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず存続・拡充してください。 | 本市では、子育て支援、障害者医療との均衡を保つなどの観点から子ども医療、精神障害者医療については県制度から市単独で拡充を行っており、現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。 | 保険医療課 |
| ★ ② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。 | 本市では15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っています。県内では46市町村が医療費助成の対象を15歳までとしており、また将来にわたる財源の確保などを考慮し、現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。 | 保険医療課 |
| ③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。 | 本市では障害者医療との均衡を保つため、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、全疾病現物給付の補助を実施しています。 | 保険医療課 |
| ④ 国に対して、福祉医療助成のに対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。 | 今後も全国市長会等を通じて要望を行っていきます。(今年度は平成27年6月10日開催) なお、現行としては、一般会計から法定外繰り入れを実施しています。 | 保険医療課 |
| 6. 子育て支援などについて | | |
| ★ ① 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。 | 現在、ひとり親家庭については、「母子父子寡婦福祉資金」、「ひとり親家庭自立支援給付金」、「ひとり親家庭日常生活支援事業」等の制度があります。 | 子育て支援課 |
| ★ ② 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、遺漏内容を拡充してください。 | 生活保護の基準額は、参考にはしますが、認定の基準にはしていません。また、年度途中での申請については、周知に心がけています。なお、支給内容については、生徒会費及びPTA会費の拡充を行っています。 | 教育総務課 |
| ★ ③ 憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。 | 学校給食法第11条第2項に基づき給食費については、保護者負担とされています。ただし、保護者の負担を軽減するため、市単独で補助金を支出しています。 | 教育総務課 |

| 要請事項 | | 回答 |
|-------------------|--|---|
| ★④ | 児童福祉法第24条1項目に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たして下さい。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。 | 平成24年から27年にかけて、公立保育園1園、私立保育園4園、家庭的保育事業2か所、事業所内保育1か所を増設し、それぞれの利点を活かした保育サービスを拡充してきました。今後も、保育サービスの受け皿確保に向けて、老朽化が進む公立保育園の改築に伴う定員拡充や、小規模保育事業、事業所内保育事業を推進していく予定です。このような地域型保育事業を進めるにあたり、現在実施している家庭的保育事業のように、小規模保育を基本としつつ、公立保育園と連携して集団保育も体験させるなど、それぞれの保育形態の利点を活かし、充実した保育サービスを提供していきたいと考えています。 子育て支援課 |
| ⑤ | 児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故となるよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。 | 児童虐待やいじめの早期発見に努めるよう、相談対制を整備し、教育委員会への情報共有を行います。また、各学校スクールカウンセラー等を設置しています。 教育総務課 |
| ⑥ | 「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。 | 現在、家賃補助は行っておりませんが、ひとり親家庭については、「母子父子寡婦福祉資金貸付」、「ひとり親家庭自立支援給付金」等の制度があります。 子育て支援課 |
| ⑦ | 妊産婦検診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。 | 国の制度に基づき実施しています。近隣市町の状況等も確認しながら対応したいと考えています。 健康推進課 |
| 7. 障害者・児施策の拡充について | | |
| ① | 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。 | その方の生活環境や生活状況など、支援の必要性等を勘案し、適当と認められる場合は利用を認めています。 福祉課 |
| ② | 移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。 | 地域生活支援事業実施要綱に基づき移動支援事業を実施しており、市では原則対象外となっていますが、場合によっては通学・通所の利用についても認めています。 福祉課 |
| ③ | 障害者(児)の福祉サービス利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。 | 障害福祉サービス利用料は、国の基準に基づき、非課税世帯については無料です。(福祉課) 小中学校の特別支援教室に通級している児童生徒に対して、給食費等の助成を行っています。(教育総務課) 福祉課 教育総務課 |
| ④ | 障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けて下さい。 | 国(厚生労働省)の規定に基づいた予防接種を実施しており、現行どおりとします。 健康推進課 |

| 要請事項 | | 回答 |
|--|---|---|
| ★ ⑤ | 40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。 | 障害者総合支援法第7条に基づき、介護保険のサービスが原則優先となります。必要に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。 福祉課 |
| | ア 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聞き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。 | 主としてケアマネジャーがその役割を担っています。 福祉課 |
| | イ 介護保険の利用申請を行わない障害具串サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないで下さい。 | 現在、そのような事例はありません。 福祉課 |
| ⑥ | 通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。 | 通院時の院内介助については、原則認めていませんが、障がい者の状況等により認めている場合もあります。また、ヘルパー派遣については、通常居宅での利用が原則であり、入院中は病院が対応するものと考えられますので、現在のところ認めていません。 福祉課 |
| ★ ⑦ | 相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。 | 相談支援事業は、委託により実施しており、職員配置は適正な配置になるようにしています。 福祉課 |
| 8. 予防接種について | | |
| ① | 流行性耳鼻下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けて下さい。 | 国(厚生労働省)の規定に基づいた予防接種を実施しており、現行どおりとします。 健康推進課 |
| ★ ② | 高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。 | 平成26年10月1日以降、定期接種対象以外の希望者(ただし、65歳以上、過去に接種していない)にも定期予防接種と同額の自己負担額で受けられるよう、助成事業を実施しています。 健康推進課 |
| ③ | 妊婦を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。 | 平成26年度同様に風しん対策助成事業として、風しん抗体検査の結果、抗体が不十分と判断された妊娠を希望する夫婦を対象に全額助成事業を実施しています。 健康推進課 |
| 【2】 国及び愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。 | | |
| 1. 国に対する意見書・要望書 | | |
| ① | 消費税増税を中止してください。 | 国民への負担は増大しますが、増税分の全額を社会保障財源に充てるもので、やむを得ないものと考えます。 税務課 |

| 要 請 事 項 | | 回 答 |
|----------------------------|--|---|
| ② | マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。 若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。 | 国民年金事業は、政府が管掌事業であり、要望書を提出する考えはありません。 保険医療課 |
| ③ | 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービスの提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善して下さい。 | 国の制度のもと介護保険事業の適正な運営に努めます。介護予防通所介護等の介護報酬が減額改定された影響については、事業所閉鎖等の事態を憂慮していますが、どの程度影響があるかを見極めているところです。 長寿課 |
| ④ | 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。 | 本市としては15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っており、当面はこれを継続する予定です。 また、子ども医療費助成制度は各市町村の施策であるため、拡充の範囲については、慎重な議論が必要であると考えます。 保険医療課 |
| ⑤ | 後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。 | 被保険者の負担は増大しますが、後期高齢者の医療費は年々増加する傾向にありますので、やむを得ないものと考えます。 保険医療課 |
| 2. 愛知県に対する意見書・要望書 | | |
| (1) 福祉医療制度について | | |
| ① | 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。 | 本市としては、15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っており、当面はこれを継続する予定です。また、子ども医療費助成制度は各市町村の施策であるため、拡充の範囲については、慎重な議論が必要であると考えます。 保健医療課 |
| ② | 障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げて下さい。 | 本市では精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、全疾病現物給付の補助を実施しています。 保険医療課 |
| ③ | 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度を拡大してください。 | 本市では、後期高齢者福祉医療対象者のうち、精神障害者医療に係る助成については県制度から市単独で拡充を行っています。 保険医療課 |
| (2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために | | |
| ① | 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。 | 現在、平成30年度に向けて、国民健康保険の安定化に向けた改革が行われているところです。この改革では、県が財政運営の主体となることなどにより、国保制度を安定させるとなっています。 保健医療課 |

| 要 請 事 項 | | 回 答 |
|------------------------------|--|--|
| ② | 県が今後すすめる市域医療ビジョン策定にあたっては、容易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表をいれるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。 | 国の定めた基準に基づき県が事務を進めしており、市として意見等を提出する考えはありません。 健康推進課 |
| 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書 | | |
| ① | 低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担を設けてください。 | 国の制度のもと後期高齢者医療の適正な運営に努めています。 保険医療課 |
| ② | 一部負担者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けて下さい。 | 国の制度のもと後期高齢者医療の適正な運営に努めています。 保険医療課 |
| ③ | 後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。 | 現在広域連合から葬祭費未申請者のリストが市町村に提供されていますが、現在本市ではリストが活用できていないため、今後はすべての方に申請勧奨を行っていきます。 保険医療課 |

アンケートについては、別紙(現物)に記入したものをお願いします。